資料 2

新たな観光財源（宿泊税導入検討）に関する
アンケート調査のご協力のお願い

伊勢市では、現在、第 63 回神宮式年遷宮に向けた準備が進められており、今後、観光客を含む交流人口のさらなる増加が見込まれています。観光によるにぎわいを本市の成長につなげ、観光振興への取り組みを安定的かつ持続的に展開するための財源確保について検討しています。

本アンケートは、観光財源のひとつである「宿泊税」について、市内で宿泊業を営む事業者の皆様にご意見をお聞きするものです。お手数ではございますが、ご協力いただきますようお願いいたします。なお、本アンケートは、伊勢市における宿泊税の検討のみに使用し、他の目的には使用いたしません。また集計結果を公表する予定ですが、個々の回答者が判別できるような表現はいたしません。

【宿泊税とは】
宿泊税は、ホテルや旅館、民宿などに宿泊する方に対して課税するもので、観光振興等の財源として各自治体が独自に実施する地方税です。税に関する制度や使途については、条例で定めます。
全国の事例としては、東京都、大阪府、福岡県の 3 都府県の他、基礎自治体では、京都市、金沢市、倶知安町、福岡市、北九州市、長崎市が導入しています。また、県内においては鳥羽市、志摩市においても検討が進んでおります。

【アンケートの提出方法】
方法①：WEB からの回答
（右の二次元コード又は下の URL よりアクセスし回答してください）
URL：https:////
方法②：FAX やメールによる回答（伊勢市観光振興課宛に送付してください）

【提出締切】　令和 6 年 9 月 30 日（月）　必着

【お問い合わせ先】
伊勢市観光振興課　東、山口
TEL：0596-21-5566　FAX：0596-21-5651
Mail：kanko-sinko@city.ise.mie.jp

１.施設（回答者）への基礎的な質問

（問１）施設名をご記載ください。

事業者名	

（問２）施設の種類についてお教えください。（あてはまるもの１つを選択）

1	ホテル	2	旅館
3	民宿	4	住宅宿泊事業を行う届出住宅
5	簡易宿泊所（ゲストハウスを含む）	6	その他（　　）

（問３）施設規模（客室数、収容人数、年間宿泊者数）についてお教えください。

	宿泊施設
部屋数	
収容人数	
年間宿泊者数	

（問４）伊勢市の今後の観光振興への取り組みについて、必要性が高いと思うものをお教えください。（あてはまるもの３つまで選択）

1	観光資源の魅力向上	2	効果的な誘客の促進
3	伊勢市内の景観の保全・再生	4	外国人旅行者に備えた多言語化の充実
5	ナイトタイムエコノミー推進による宿泊推進	6	宿泊助成キャンペーン施策の実施
7	観光客への観光案内、観光情報の発信	8	目的地までの移動の円滑化
9	快適で安全・安心な受入環境の整備	10	観光産業の経営基盤強化
11	持続可能な観光まちづくり	12	3市（伊勢市、鳥羽市、志摩市）での連携
13	わからない、何ともいえない	14	何もしなくてもよい
15	その他（　　）		

２.宿泊税について

（問５）現時点で宿泊税に対してどのようなご理解かお教えください。
（あてはまるもの１つを選択）

1	宿泊税について、どのような制度か知っている
2	宿泊税という名前は知っているが、内容については詳しく知らない
3	わからない、何ともいえない
4	その他（　　）

（問 6）新たな観光財源として宿泊税を導入することについて、どのように考えるかお教えください。（あてはまるもの１つを選択）

1	宿泊税の導入に賛成である
2	どちらかいえば、宿泊税の導入に賛成である
3	どちらかといえば、宿泊税の導入に反対である
4	宿泊税の導入に反対である
5	わからない

（問７）宿泊税を導入することでどのような影響があると考えるかお教えください。（あてはまるもの３つまで選択）

1	観光地としての魅力向上につながる
2	観光客の増加につながる
3	市民生活の向上につながる
4	地域の賑わいにつながる
5	徴収事務が煩雑になる（事務負担が増える）
6	宿泊者からのクレームにつながる
7	システム改修に係る経費負担がある
8	宿泊者の減少につながる
9	わからない、何ともいえない
10	その他（　　）

■以下、問８～問 10 は、宿泊税を導入する場合のご意見をお聞きするものです。

（問８）宿泊税には下表のとおり、定額方式と定率方式があり、定額方式には、一律のものと宿泊料金によって差があるものがあります。下表の自治体での事例を参考にご意見をお聞かせください。また、選択した回答のうち、徴収しても良いと考える宿泊税の金額（%）もご回答ください。（あてはまるもの１つを選択）

〈表１　全国の３つの事例〉

	事例Ⓐ 北九州市（福岡県）	事例Ⓑ 京都市（京都府）	事例Ⓒ 倶知安町（北海道）
税率 （税額）	１人１泊　200 円	１人１泊　宿泊料金が ①２万円未満　200 円 ②２万円以上　500 円	１人１泊 宿泊料金 ×　２%

1	宿泊料金に関係なく同じ税額のほうがよい（事例Ⓐ）　（　　円）
2	宿泊料金により税額を区分したほうがよい（事例Ⓑ）　（　　円 ～　　円）
3	宿泊料金に関係なく定率の税がよい（事例Ⓒ）　（　　%）
4	わからない、何ともいえない

（問 9）他地域の宿泊税においては、宿泊料金が一定金額に満たない場合に免税としたり、修学旅行に参加する学生・引率者について、課税免除したり場合があります。宿泊税の免税や課税免除について、お聞かせください。（あてはまるもの１つを選択）

1	免税や課税免除を設けない方がいい
2	宿泊料金が一定金額に満たない場合は免税とした方がよい
3	修学旅行への課税免除を設けた方がよい
4	わからない、何ともいえない
5	その他（　　）

（問 10）伊勢市では宿泊税を導入する場合、レジシステムの改修やパソコン等の機器の購入をする必要がある宿泊施設を対象に、補助金制度を設けることを検討していますが、こうした補助金を活用する意向があるかお教えください。
（あてはまるもの１つを選択）

1	活用したい
2	補助率や補助金額によっては活用したい
3	活用しない、又は活用する必要がない
4	わからない、何ともいえない

４．自由記述

（問 11）ほかに宿泊税や観光振興全般についてご意見があれば記入をお願いします。
（自由記述）

以上でアンケートは終了になります。ご協力ありがとうございました。